

とめ 法人会 NEWS

平成25年 2月28日発行

第63号

「どうなる世界経済と日本」を講演!!

三団体共催の新春講演会に三橋貴明氏を招く



平成二十五年の新春を飾る「新春講演会」が、一月二十三日午後三時三十分からホテルニューグランドヴィアを会場に開催されました。

この講演会は、(社)登米法人会、(社)宮城県経営者協会登米支部、登米市産業振興会の三団体共催による開催で今回で4回目となります。

講演会講師には、テレビ出演などで知られる経済評論家の三橋貴明氏を招き、「どうなる世界経済と日本」と題した講演に二〇名を超える会員・一般聴講者は熱心に聴き入っていました。

ました。

三橋氏は、安倍首相が打ち出した震災復興対策や経済対策(アベノミクス)について丁寧に解説しながら、今後の経済動向と景気予測を話され、聴講された皆さんは景気向上への期待感が高まった講演会となりました。

講演会終了後は、佐田税務署長、登米市長をはじめ関係機関・団体からの来賓に講師を交えた新春懇談会が催され、出席された皆さんは、新年の初顔合わせとあっていろいろな話題に花が咲き、充実した情報交換の場となりました。

オフィスのパソコンから
申告・納税!

e-Tax

●電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
●電子申告における第三者作成業務の移行自動措置が講じられました。
●税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

法人会が社会経済の発展のために
e-Taxの普及を支援しています。

法人会

もっと詳しくお知りになりたい方は...
「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



社会貢献活動

税金教室で青年部会・女性部会が講師を務める!

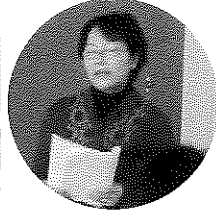
青年部会と女性部会では、「税金」の大切さを教える「租税教育事業」に取り組み、今年度は、一月九日の米岡小学校六年生の税金教室に始まり、二月十四日の石森小学校まで、市内小学校8校の税金教室で講師を務めました。

今年度初めて講師を務める役員もあり、始まる前は、難しい質問が来たらしうしようかなどと心配していた様子でしたが、真剣な眼差しで話に聞き入る子供達に、心配も吹き飛んだ熱のこもった話しぶりで、あっという間に授業は終了しました。「難しかったけど良く解った!」と子供たちの感想が聞かれました。

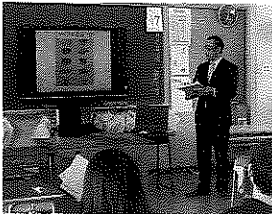
両部会では、今後もより多くの小学校で税金教室を開きたいと張り切っています。



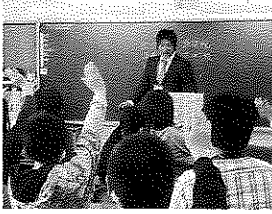
1/18北方小学校
飯塚副部会長



1/23横山小学校
浅野副部会長



1/9 米岡小学校
加藤青年部会幹事



2/4 登米小学校
大畑青年部会員

1/9 青年部会 新入会員歓迎 一月例会を開催

青年部会では、今年度加入の新入会員歓迎の一月例会(新年会)を、中田町上沼のお食事処ポストを会場に開催しました。

参加された6名の新会員は、初めは先輩会員と遠慮しがちに情報交換していましたが、時間がたつにつれ話も弾み、大いに盛り上がった新年懇談会となりました。



新年懇談会に話が弾む部会員皆さん

2/5 東和支部 新春会員交流会を開催



開会挨拶する浅野支部長

東和支部では、会員の親睦と情報交換、今後の支部事業活性化をめざして恒例の新春会員交流会を鳴子町の旅館を会場に開催。

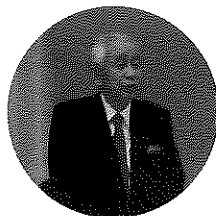
初めに七十七銀行米谷支店の穴戸支店長から「インターネットバンキング」についての講習が行なわれ、参加された皆さんは大変参考になったと話していました。

11/18 女性部会 視察研修会を実施

女性部会では、設立十周年の節目を機に、部会員の見聞をより広める目的で毎年視察研修会を実施しています。

今年度は、九州地方の集客率No.1と言われる温泉に仕立て上げた大分県の湯布院「玉の湯」の溝口大分県会長(政府認定観光力リスマ)の講話が聞けるといこと、九州方面への視察研修となりました。

研修会初日、湯布院で溝口会長の街づくりの苦労とアイデア満載の講話をいただいた後、湯布院を散策したのですが、日曜日ということもあってか、大勢の観光客で賑わっていて、改めて溝口会長のまちづくり戦略に感嘆した次第でした。



溝口会長さん
から講話



湯布院を散策する女性部会員

1/21 女性部会 税務研修会を開催

女性部会では、「税」への関心と知識の向上を図ろうと、税務研修会を開催しました。

研修会には、女性部会員だけでなく法人会会員事業所や一般の会社の役員や事務員さんが大勢受講され、大内署長の「税あれこれ」と佐藤統括調査官の「ワンポイント税務研修」について熱心に聴き入っていました。

研修会終了後は、部会員の新年初の顔合わせ「新年会」。鈴木会員の華やかな初舞いで幕を開けた新年会は、歌や踊りの余興も出され、楽しく和やかに交流が図られました。



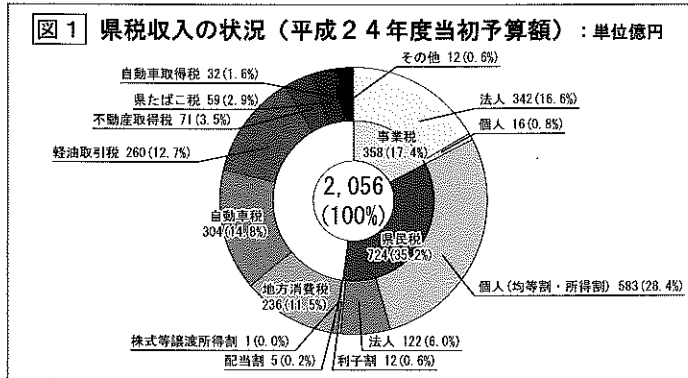
税務研修会講師の大内佐沼税務署長さん



新年の初舞いを披露する鈴木部会員

給与所得者の個人住民税は、特別徴収 給与天引き で納めましょう！

県と市町村では、個人住民税の「特別徴収」を行っていない事業主の方へ、特別徴収への移行をお願いしています。平成25年度からは、特別徴収を行っていない事業主の方に対して、「特別徴収義務者」として指定を行い、給与天引きによる特別徴収を進めていきます。



個人住民税とは？

個人の市町村民税と個人県民税を合わせて「個人住民税」と呼んでいます。個人住民税は、住民の皆さんに対する行政サービスに必要な経費を住民の皆さんに広く分担していただくための税金で、市町村が徴収しています。個人住民税のうち、個人県民税は、宮城県の県税収入の28.4%を占める貴重な

な財源となっており、現在は震災復興のためにも使われています（図1）。

個人住民税の納め方

給与所得者の個人住民税は、事業主（給与支払者）が給与から天引きして、従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する「特別徴収」をすることが、法律や条例により、義務付けられています（図2）。

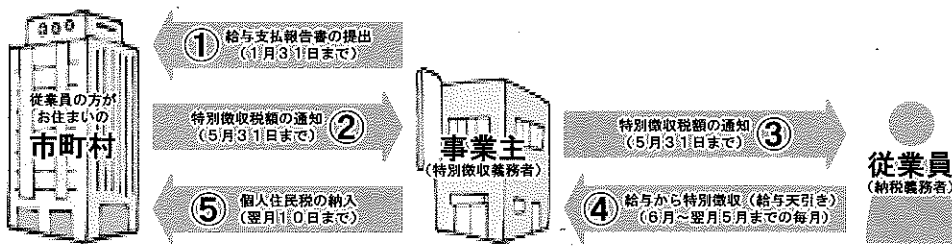
従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙などを理由として特別徴収を行わないことは認められません。

特別徴収への移行を

県内では、本来、事業主の方が特別徴収により納めるべき個人住民税を、給与所得者の3割の方が、自ら直接窓口に向いて納付しているのが現状です。

このような状況を改善するために、県では市町村と共同して、特別徴収を行っていない事業主の方へ「特別徴収義務者」になるよう

図2 特別徴収による納税のしくみ ～個人住民税が給与天引きになります～



お願いしています。平成25年度からは、県内市町村で特別徴収義務者指定の手続きを進め、特別徴収への移行を進めていきます。特別徴収することにより、従業員の方には、納税のた

図3 従業員にはメリット大

- 納め忘れの心配がありません
納め忘れがなくなり、滞納や延滞金が発生する心配がありません。
- 窓口へ出向く手間がかりません
納期ごとに金融機関や市町村窓口へ出向いて納付する手間がかりません。
- 1回あたりの納付額が少なくなります
年12回に分けて給与天引きされるので、年4回納付書で納める場合に比べて、1回あたりの納付額が少なく負担感が小さくなります。

めに窓口へ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります（図3）。事業主の方にも、従業員の方にも、特別徴収についての御理解と御協力をお願いします！

特別徴収の制度に関すること

☎ 県税務課 TEL 022(211)2326
<http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/>

特別徴収の手続きに関すること

☎ 従業員がお住まいの市町村
(個人住民税の課税担当課)

相続・事業承継セミナーを開催!

一ノ一経営者の事業承継セミナー



講師・島津悟氏が熱心に講演

去る二月十九日、「スムーズな事業承継のために」をテーマに、相続・事業承継セミナーをサンシャイン佐沼で開催しました。講師には、年間100回以上の講演をこなす超売れっ子の「Office SHIMADU 代表島津悟氏」を招き、中小企業のオーナー経営者にとって悩み事のトップクラスに挙げられる相続や事業承継について解りやすく講演して頂きました。

セミナー終了後には、講師に個別に相談する場面も見受けられるなど、大変有意義なセミナーとなり、今後も継続して開催していく予定です。是非ご聴講下さいませようご案内いたします。

法人会事業報告

21181610	9	2821	2018171311	3	12
日	日	日	日	日	日
青年部会第4回役員会	青年部会1月例会	三役・委員長・支部長合同会議	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会
豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会	豊里支部講演会

2928	2524	2321
日	日	日
登米市税団協臨時会	米山東小学校税金教室	女性部会新年会・会員交流会
登米中央商工会館建設地鎮祭	上沼小学校税金教室	横山小学校税金教室
		法人会新春講演会・懇談会
		宮城県公益認定等委員会が知事へ登米法人会移行認定を答申



上沼小学校税金教室講師の千葉隼人青年部会員

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保

Jタイプは、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!



- ポイント1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払**います。
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。
- ポイント2** 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払**います。
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。
- ポイント3** 約款所定の**高度障害状態**または**不慮の事故による身体障害状態**になられた場合、**以後の保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
 ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
 ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
 ◎この資料の記載内容は、平成24年6月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社 **DAIDO 大同生命保険株式会社** **110th ANNIVERSARY** 仙台支社 古川営業所/大崎市古川駅前大通2-6-16 (古川土地ビル3F) TEL 0229-22-6398



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。